

平成26年12月24日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 大谷 敦志

トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税の発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、関税定率法第8条第9項及び第37項の規定に基づき、平成26年12月25日から平成27年4月24日までの間、「トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（平成26年12月24日政令第415号）が制定され、下記のとおり、トルエンジイソシアナートについて不当廉売関税が発動されることになりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

該当物品及び統計品目番号

関税定率法の別表第2929.10号に掲げる物品のうちトルエンジイソシアナートで平成26年12月25日から平成27年4月24日までの期間に輸入されるもの（中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするものに限る。）

発動後の税率

一般の関税+69.4%

以上

不明な点がございましたら、業務部通関総括第1部門
(06-6576-3313)までお問い合わせください。